

表題部所有者の登記のお知らせ

下記1の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記2及び3のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年9月10日 広島法務局廿日市支局 登記官 上 杉 修 治

記

1 対象土地

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
第2416-2025-0005号	廿日市市吉和字大向片山1276番1	宅地	3.30㎡
第2416-2025-0006号	廿日市市吉和字大向片山1276番2	畑	95㎡

2 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

3 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がない

（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）